岐阜労働局 発表 平成20年1月18日
 岐
 阜
 労
 働
 局

 監督課長
 柘植
 典久

 監察監督官
 夏厩
 宗幸

 電話
 058-245-8102

県内約130か所の建設現場を対象に一斉監督指導を実施

-約4割の元請事業者に対し、下請事業者に対する指導不足について是正を勧告-

岐阜労働局(局長 藤井 龍一郎)では、昨年12月の1か月間に、県内128か所の建設工事現場に対し一斉監督指導を実施した。

その結果、128現場のうち、68現場(53.1%)において労働安全衛生法違反が認められ、49現場(38.3%)の元請事業者に対し、災害防止協議会の未設置、未開催や、下請事業者が労働安全衛生法等関係法令に違反しないよう必要な指導を行っていない等、関係下請事業者に対する管理が不十分であるとして是正勧告を行った。

記

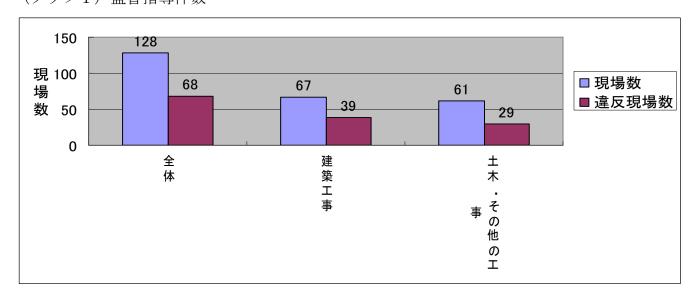
1 監督結果の概要

(1) 違反率は53.1% (128現場中、違反68現場)

臨検監督を実施した建設工事現場は128現場であるが、このうち、68現場(53.1%)において、労働災害防止のために必要な安全措置等が講じられていない等の労働安全衛生法の違反が認められた。

臨検監督を実施した工事現場を種類別にみると、建築工事が67現場、土木・その他の工事が61現場であったが、労働安全衛生法違反が認められたのは、建築工事が39現場(58.2%)、土木・その他の工事が29現場(47.5%)となっており、建築工事現場の違反率が高くなっている。

(グラフ1) 監督指導件数



(表1) 監督指導を実施した現場数及び違反率

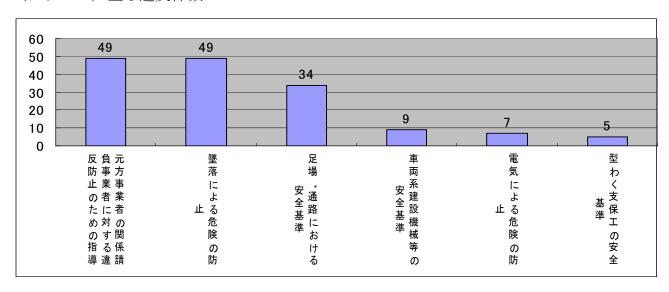
	現場数	違反現場数	違反率
建築工事	6 7	3 9	58.2%
土木・その他工事	6 1	2 9	47.5%
合計	1 2 8	6 8	53.1%

(2) 49現場で墜落等防止のための安全義務違反

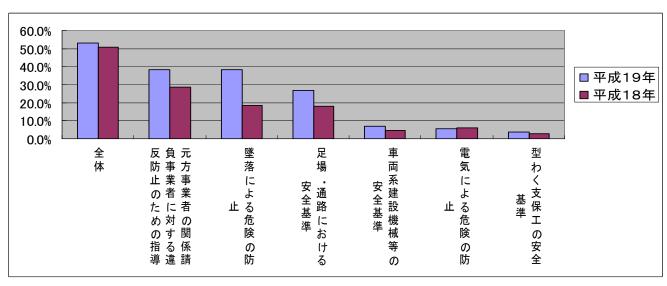
労働安全衛生法違反のあった現場数を違反項目別でみると、

- ① 元請事業者が行うべき災害防止協議会の設置・運営や関係請負事業者に対する管理・指導義務違反が49現場(違反率38.3%)、
- ② 「高所作業場所(高さ2メートル以上)への手すり未設置」等の墜落等防止のための安全措置義務違反が49現場(同38.3%)、
- ③ 足場・通路等についての安全措置義務違反が34現場(同26.5%)の順となっている。
- ①、②の違反については、およそ3現場に1現場の割合で認められ、違反率はいずれも、 一昨年12月に行った一斉監督と比較すると上回っている。

(グラフ2) 主な違反件数



(グラフ3) 一昨年12月に行った一斉監督との違反率の比較



(3) 16現場で作業停止等命令処分

墜落・転落などのおそれのある危険箇所等について、急迫した危険がある場合には、労働災害を防止する観点から作業停止命令等の行政処分を行うが、今回の一斉監督においては、16現場(12.5%)に対して、作業停止命令又は立入禁止命令等を行った。

◆作業停止等命令処分の具体的事例

- 足場の作業床に墜落防止用の手すりが設けられていなかったもの
- ・ 切断用木工機械の歯の部分に接触防止用の覆いがなかったもの

2 今後の方針

- (1) 平成19年における建設業の死亡労働災害(本日現在)は8人であり、昨年の同時期の 9人に比べわずかに減少しているものの、全産業の死亡災害(20人)に占める割合は4 割と、依然として高い割合となっている。
- (2) 今回実施した一斉監督において、元請事業者の関係下請事業者に対する違反防止のための指導を行っていないことに関する違反や、死亡労働災害につながるおそれのある墜落等防止措置等に係る違反が多く認められたことから、県内7つの労働基準監督署においては、今後においても労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反のケースについては、司法処分を含め、厳正に対処するとともに、建設業における安全衛生水準の向上を図るため、厚生労働省が示す「元方事業者による建設現場安全管理指針」(建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示したもの)及び、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(「計画ー実施ー評価ー改善」という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組み)等の普及・啓発により一層努めることとしている。